

下水道事業会計の業務状況を公表します

都市整備課 内線 286

下水道事業におきましては、令和元年度より地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行しました。下水道事業の状況につきましては、毎年6月と12月に業務状況の報告をおこないます。今回は令和元年度上半期（4月1日～9月30日）の業務状況についてお知らせします。

(1) 営業について

令和元年度上半期における有収水量は481,846 m³でした。

経営状況については、収益的収支のうち収入は、2億1,181万円で、このうち下水道使用料は5,274万6千円でした。支出については1億7,851万1千円でした。また、資本的収支については、収入3億7,258万8千円、支出1億7,116万8千円でした。

(2) 事業について

下水道事業は、都市の健全な発達、町民の生活環境の向上及び水質保全に資するため、平成10年度から順次下水道の整備をしています。令和2年度の供用開始に向けて、今年度は高雄字下野、宮島、伊勢帰、中海道地区の各一部を整備しています。

予算執行状況（税込）

（単位：千円）

区 分	予算額	執行額	執行率
収益的収入	445,997	211,810	47.5%
収益的支出	413,490	178,511	43.2%
資本的収入	591,626	372,588	63.0%
資本的支出	635,961	171,168	26.9%

業務量

（9月30日現在）

住民基本台帳人口（人）	34,798
供用開始区域内人口（人）	15,117
接 続 人 口（ 人 ）	10,311
有 収 水 量（ m ³ ）	481,846

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

住民課 内線 244

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されていますので、年末調整・確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号に問い合わせてください。

▼「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の
お問い合わせ先

<ねんきん加入者ダイヤル>

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525

<受付期間>

11月1日（金）～令和2年3月13日（金）

<受付時間>

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後4時

祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルに一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常通話料金がかかります。

※☎03-6630-2525の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

※☎0570の最初の0を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。